

令和7年度

仕 様 書

委託業務名：R7 営繕 農業大学校（勝浦） 勝・沼江 給水設備改修設計業務

徳島県県土整備部営繕課

仕 様 書

1 設計内容

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年3月31日国営整第176号 最終改正令和6年3月26日国営整第213号）による。

- (1) 設計は、次表のうち、○印を付したものに關する業務を行うものとする。

業務の内容は、令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号イに掲げるもの及び5(2)に示す成果品の作成にかかるものとする。ただし、「建築確認申請」を「計画通知」と読み替えるものとし、計画通知が不要な場合は、それに関する業務を除くものとする。

○	建築設計		敷地造成設計
	建築構造設計	○	屋外附帯設計
○	電気設備設計	○	積算
○	機械設備設計		

- (2) 目標とする工事額（直接工事費）

16,000 千円

- (3) 工事施工予定期間

着工の日より 180日間 の予定

- (4) 設計書は次の工事別に作成する。

R 8 宮繕 農業大学校（勝浦） 勝・沼江 給水設備改修工事

その他、県が指示する工事区分とする。

2 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

業務着手前にあらかじめ業務計画書及びスケジュール管理表（以下「管理表」という。）を作成し、監督員へ提出しなければならない。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度監督員に変更業務計画書及び管理表を提出しなければならない。

- (1) 管理技術者（1名以上）

管理技術者は、建築設備士の資格を有し（ただし、一級建築士又は設備設計一級建築士の資格を有し発注者の承認を得たときは、この限りでない。）、かつ対象業務全般について掌握し、設計業務について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

- (2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各1名以上、ただし、原則として上記(1)以外の者とするが、発注者の承認を得たときは、この限りでない。）

主任担当技術者は、その業務内容を十分に理解し、設計業務に精通すると共に、設計業務について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後5年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

3 設計の進め方

- (1) 監督員の指示に基づき、基本計画を反映させたプランを作成し承認した上で、原則として履行期間の3分の1以内の日までに中間報告会を実施し、その結果により具体の設計に着手しなければならない。
なお、基本計画には、原則として、次の内容を盛り込むものとし、記載方法や資料の内容については、事前の監督員との協議（指示）によること。
 - (ア) 条件整理
 - ・法令及び既存施設に関する諸条件の整理、施設管理者の要望の整理及び現地調査結果の報告
 - (イ) 全体計画案の作成 ※平面図等に計画案を具体的に記載すること
 - ・新築の場合：施設ボリュームの比較検討、全体配置計画の比較検討
 - ・改修の場合：条件整理を踏まえた改修内容の検討
 - (ウ) 工事計画案の作成
 - ・工程、工期及び仮設計画の検討
 - (エ) 施設計画案の作成 ※トイレ等レイアウト変更を伴う場合
 - ・建築、構造及び設備計画の多角検討の上、ラフプランの作成
 - (オ) 工事概算金額の提示 ※必要な場合
 - (カ) 設備仕様案の作成 ※必要な場合
- (2) 設計業務等の実施に当たり、現地踏査、文献等の資料収集、施設管理者への聞き取り調査を実施し、設計等に必要の現地の状況を把握し、その結果の取りまとめを行わなければならない。
- (3) 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律等並びにこれに基づく命令及び条例の規定等を遵守するほか、県の定める工事標準仕様書、各種設計基準及び標準図等に基づいて設計を進めなければならない。
- (4) 工事实施時に支障となることがないように、県、官公署及びその他関係機関等との打合せを緊密に行い、結果について書面に記録し、監督員へ報告するとともに、その内容について相互に確認した上、文書で保存しておかななければならない。（例：建築主事、消防署、上水・下水管理者、電力・電話・ガス会社等）
- (5) 目標とする工事額は、共通費を除いた直接工事費の額とし、建築工事及び設備工事の合計額が、この範囲内に納まるよう設計を進めなければならない。
- (6) 業務の進捗状況を管理表により管理し、監督員へ報告すること。
また、工程表の実施工程を更新の上、毎月5日及び監督員が指示する時期までに監督員へ報告すること。
- (7) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、業務の方針、進捗状況等を監督員へ書面にて報告し、その内容について相互に確認しなければならない。
また、関係者との打合せ事項等については、議事録を作成し監督員に提出しなければならない。
- (8) 建築及び設備の設計工程を明確にし、設計作業が円滑に進むよう各設計担当者相互の連絡を密に取らなければならない。
- (9) 管理表に修正がある場合は、監督員へ書面にて報告し、指示に従わなければならない。
- (10) この要領に明記されていない事項があるときは、監督員と協議して定めること。

4 設計図書の作成

- (1) 設計図書の用紙の大きさ、書式、構成及び編集方法等は、監督員の指示によること。
- (2) 設計図書には、全て氏名及び建築士（建築設備士）登録番号を記入すること。
- (3) 積算書、構造計算書等の書式は独自のものを使用してよい。（ただし、A4版ファイルを原則とする。）

5 提出する設計図書等

- (1) 設計が完了したときは、設計図書（図面及び設計書並びに構造、負荷及び流量計算書等）の焼図及び数量計算書等を監督員に提出し審査を受けること。また、訂正の指示があった場合は、訂正を行った後、設計図書の原図を引き渡すこと。
- (2) 成果品
次表のうち、○印を付したものを、指定部数提出する。

	種 類	数 量 等	備 考
○	設計図書（二つ折製本）	上記図面の製本 （工事別各 3 部）	製本の大きさは、監督員の指示によること。
○	設計図書（電子データ）	次に掲げる設計図書一覧表 1～3 のうち、○印を付したものの図面 一式をCD-RまたはDVD±Rに保存 （正・副 1 部）	図面サイズは、監督員の指示によること。（注 1）
○	設計書	RIBC内訳書データ 白焼き 1 部	内訳書データは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
○	数量計算書	原稿一式	数量調査、単価調査及び見積書等
○	設計計算書	PDFデータ 白焼き 1 部	PDFデータは、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。（注 2）
○	・リサイクル計画書（積算段階） ・資材使用調書 ・構造計算チェックリスト ・ユニバーサルデザインに関する チェックリスト ・石綿含有調査に係る報告書及び 石綿含有書面調査結果整理票	白焼き 1 部又は電子データ	電子データによる場合は、設計図書（電子データ）と同じ電子媒体に保管しても良い。
	計画通知書他	必要部数	通知書及び関係図書 手続業務及び手数料を含む。 構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な場合は、手数料を含む。
	消防法による届出書	必要部数	使用開始届及び関係図書 手続業務を含む。
	都市計画法適合証明	必要部数	手続業務及び手数料を含む。
	シーリング材種判定及びPCB含有分析の要否判定報告書	1 部	
	外壁仕上げ材アスベスト含有分析調査報告書	3 部	調査箇所数（ 箇所） 分析方法はJIS A 1481-1による。
○	ダイオキシン事前調査報告書	3 部	
○	その他監督員の指示するもの		

（注 1）図面データのファイル名は、日本語とする。

CD-R等電子媒体に、

- ・PDFデータ
- ・CADデータのファイル形式が、SFC形式のファイルのもの（県の標準CADソフトであるJw_cadで開いた際に文字化け等の不具合が発生しないことを確認すること。）
- ・CADデータのファイル形式が、使用したCADのオリジナルのファイル形式のもの（ただし、jww・dxf・dwg形式に限る。）を保管するものとし、それぞれをフォルダを別にして、整理して保管すること。

図面の表題欄の寸法及び様式は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の付属資料3による。

CD-R（DVD-R）への書き込み後の電子成果物について、最新のウイルス定義データを用いてウイルスチェックを行い、コンピュータウイルス等が無く、安全であることを確認すること。

電子媒体を収納するケースの背表紙には、「委託業務名」、「作成年月」を横書きで明記すること。なお、業務名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入すること。

電子媒体への記載項目は、原則直接印刷とし、表面に損傷を与えないよう注意すること。

その他の事項については、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築事業設計業務編】」の6. 3 電子媒体記載事項による。

（注2）設計計算書のうち構造計算書については、国土交通大臣認定プログラムにより計算を行うこと。

設計対象建築物を計算可能な認定プログラムが存在しない等の理由で、監督員の承諾を得た場合には、認定プログラム以外での計算を認めるが、額の変更対象としない。

(3) 成果品の取り扱いについて

提出された設計図書（電子データ）については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

<設計図書一覧表1>

	種 類	備 考		種 類	備 考
	A 共通設計図			B 敷地造成設計図	
○	1 表紙			1 敷地測量図	
○	2 図面目録			2 敷地平面図	
○	3 営繕工事共通仕様書	※		3 縦横断面図	
○	4 特記仕様書	※		4 擁壁詳細図	
○	5 配置図、附近見取図				
○	6 支障物件確認図				
	7 面積表、面積計算書				
○	8 概略工事工程表				
○	9 仮設計画図				

※Excel形式または営繕課指定の様式により作成する。

<設計図書一覧表 2>

	種 類	備 考		種 類	備 考
	C 建築設計図			D 電気設備設計図	
○	1 内外仕上表		○	1 変電設備機器配置図	
○	2 各階平面図		○	2 " 系統図	
○	3 立面図 (面)			3 電灯設備各階平面図	
○	4 断面図			4 " 幹線平面図	
	5 軸組図			5 " 平面詳細図	
○	6 基礎伏図			6 " 器具取付詳細図	
	7 床伏図 (面)			7 " 系統図	
	8 小屋伏図			8 " 集合計器盤	
	9 梁伏図			9 " 分電盤	
	10 天井伏図			10 " 器具取付表	
	11 屋根伏図			11 " 予備電源設備図	
	12 ペントハウス		○	12 動力配線設備平面図	
	13 平面詳細図 (面)			13 " 系統図	
	14 矩計詳細図		○	14 " 制御盤図	
	15 階段詳細図			15 電話配管各階平面図	
○	16 各部詳細図 (面)			16 " 系統図	
	17 室内展開図			17 " 端子盤図	
	18 建具表			18 火災報知器設備各階平面図	
	19 構造伏図			19 " 系統図	
	20 床梁及び壁リスト			20 " 機械図	
	21 床板・階段・基礎配筋図			21 放送設備各階平面図	
	22 ラーメン配筋図			22 " 系統図	
	23 ブロック配筋図			23 テレビ聴視設備各階平面図	
	24 防火壁			24 " 系統図	
	25 山留め、水替詳細図			25 " 機器図	
	26 日影図			26 避雷針配線及び取付図	
○	27 その他必要な図面			27 電鈴設備各階平面図	
				28 " 系統図	
				29 " 機器図	
			○	30 その他必要な図面	

＜設計図書一覽表 3＞

[illegible]

6 貸与する図書及び資料

次表のうち○印を付したものを貸与するので、適切な保管に努めること。また、貸与品は、成果品の引渡しの際に、速やかに返却すること。

	種 類	備 考		種 類	備 考
	1 敷地測量図			6 各種設計資料	
	2 設計計画図書			7 基本設計	
	3 地質、地盤調査資料		○	8 既存図面（CADデータ）	平面図
	4 各種設計基準図		○	9 既存図面（紙媒体）	
	5 各種標準図			10 既存図面（BIMデータ）	

7 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。
なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行う等、複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して設計業務の実施について、適切な指導及び管理を行わなければならない。
また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

8 設計対象建物及び設計概要

設計対象建物及び設計概要は次表による。なお、設計過程において疑義が生じた場合は速やかに監督員へ報告し、その解決を図るものとする。

建物名称（所在地）	農業大学校（勝浦）（勝浦群勝浦町大字沼江字中筋 1 1 - 1 2）
設 計 概 要	
(1) 設計概要	
● 本館及び管理資材棟、貯蔵庫、堆肥舎の屋外給水設備（受水槽、ポンプ等）改修に係る設計業務一式 ※受水槽の設置予定箇所に焼却炉があるため、その解体も含む。 ※焼却炉解体に関して、ダイオキシン類の事前調査を行い、 含有が確認された場合はダイオキシン対策を含めた仮設計画及び撤去方法を検討すること。 ※既設給水設備（高架槽、滅菌装置等）は撤去する。	
(2) 留意事項	
● 更新案の作成に当たり、次の点に注意する。 1. 施設の運営状況や施設における制約を把握すると共に、更新対象設備の現在の状態を確認する。 2. 工事の実施及び工事完成後に維持管理に配慮する。	
● 詳細設計に取り掛かった後、本工事に係る仮設計画面図（搬入出経路図、作業員動線図、仮囲い図等）を早々に作成し、現地にて監督員・施設管理者を交えて確認を行い、同計画の承認を得ること。	
● 支障物件確認図の作成に当たっては、既存図面（新築・改修）を全て確認し、本工事で損傷する可能性のある電気配管配線・衛生配管等（支障物件）を洗い出し、図面化すると共に、損傷による施設運営への影響範囲を確認し、支障物件周辺における施工条件を図面内に明示すること。なお、明らかに工事の支障となる物件については、先行迂回等の措置が施せるよう図面化すること。	
● 施設運営及び各工事間の取合いを考慮した概略工事工程表を作成し、設計図に盛り込むこと。なお、施設運営に影響を及ぼす工程（はつり・停電・断水等）については、工事手順を詳細に記載する等、工事着手後の工程検討が円滑に行えるように配慮すること。	
● 概算工事費の提示 本工事に係る概算工事費を上記の更新案に盛り込むものとし、令和 7 年 9 月初旬を目途に書面にて報告すること。（詳細期限は監督員の指示による。）	

9 設計委託履行期間等

履行期間は、契約書による。

10 その他委託上の条件

- (1) この設計の成果物の著作権は、引渡し時より県に帰属するものとし、県において必要に応じ設計内容の変更を行うことができるものとする。
- (2) 工事実施にあたり、設計内容に疑義が生じた場合は、受注者は責任ある回答を行わなければならない。また、当該問題の解決のため現場指導を求められた場合は、担当者を現地に派遣しなければならない。
- (3) 工事実施にあたり、受注者の責めに帰する事由により設計変更の必要が生じたときは、監督員の指示により、受注者において設計変更図書の作成を行わなければならない。
- (4) 建築計画通知書、消防法による諸届及び法令に定められた諸手続きは、受注者において速やかに行うものとし、その内容を監督員へ報告し、必要な協議を行うものとする。
- (5) 構造計算書は、営繕課指定の構造計算書チェックリストにより確認すること。
- (6) 本業務には、【別紙 1】に基づく焼却炉解体工事の設計にかかるダイオキシン類事前調査の業務が含まれている。

- 1 事前調査をする調査分析機関は、ダイオキシン類の濃度に係る認定特定計量証明事業者として、認定を受け、各都道府県に計量証明事業登録されている旨の証明を取得できる者とする。
- 2 事前調査
 - 1) 調査試料は、焼却炉煙突の下部または焼却炉壁の付着物からサンプリングを行う。(1検体)
(集塵機等がある焼却炉については、集塵機内についてサンプリングを行う。(1検体))
 - 2) 調査方法は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の第3-3-(3)ーイによる。
 - 3) 資料のサンプリングに際しては、レベル3の保護具を着用し作業を行うこと。
 - 4) 調査の結果、3000pg-TEQ/gを超えるダイオキシン類が検出された場合には、監督員に報告し、指示を受けること。
 - 5) 濃度測定は生物検体法による簡易測定法とする。
- 3 調査報告書を3部作成し、成果品として提出すること。

(参考)

○令和7年4月現在、四国4県内でMLAP認定を取得している調査分析機関は、3社。(順不同)

- 1 三浦工業(株) 三浦環境科学研究所
愛媛県松山市北条辻864番地1
電話 089-960-2350
FAX 089-960-2351
- 2 帝人エコ・サイエンス(株) 松山事業所
愛媛県松山市西垣生町2345番地
電話 089-971-5818
FAX 089-972-3957
- 3 (株)東洋技研 環境技術センター
高知県高知市大津乙1902番地4
電話 088-866-6690
FAX 088-866-6692

○ 納期は、試料採取後1か月程度。

